

定期監査結果報告書

令和 7 年度

平群町監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び平群町監査委員に関する条例第2条の規定による監査

2 監査の対象

政策推進課 (緊急財政健全化計画について)

3 監査の実施期間

令和7年11月25日から令和7年12月25日

4 監査の範囲

監査の対象に係る令和6年度に執行された財務に関する事務及びその他の関連する事務事業等但し、必要に応じて過年度分の事業についても対象とした。

5 監査の目的

上記の事務事業を対象に、直近の予算・決算による財務上の管理運営状況と、関係法令及び本町の条例、規則等に則り適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課よりあらかじめ提出された監査資料に基づき、それぞれの事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の照合、現地確認、担当職員から業務の概要及び事務処理状況の事情聴取等により監査を実施した。

また、予算執行等の事務処理については、毎月実施している例月出納検査の結果を参考に監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の対象となった所管課の監査結果は以下のとおりである。

政策推進課 (緊急財政健全化計画について)

(1) 監査の目的

本町の財政状況は、人口減少による町税等の自主財源の伸び悩みや高齢化等に伴う社会保障費の増加、公共施設の整備等のために発行してきた町債の償還により、近年非常に厳しい財政運営を余儀なくされてきており、財源不足を補う財政調整基金が枯渇する事態となる。

このような緊急事態を受け、「第2次財政健全化計画」(平成29年10月策定)を見直し、より強力で具体的な取り組みを早期に推進するため、奈良県との連携による新たな「緊急財政健全化計画」を令和3年3月に策定し、同計画を同年11月に改訂した。

令和6年度決算の結果と計画の最終年度の令和7年度までの取組内容、効果の見込みの検証を目的に監査した。

(2) 主な着眼点

監査の目的に従い、下記の点に着眼し監査を実施した。

「緊急財政健全化計画」の策定後の効果の検証について重点を置いて実施をおこなった。

(3) 事業の概要

令和3年度から令和5年度までを「早期集中プラン」、令和3年度から令和7年度までを「中期対応プラン」として、財政健全化に取り組む。

1. これまでの主な取組み内容

- ①総人件費の抑制 目標効果額：△73百万円（令和元年度比）
- ②公債費の負担軽減 目標効果額：毎年度△65百万円（令和元年度比）
- ③業務の見直し 目標効果額：△50百万円（令和元年度比）
- ④税収・税外収入の確保
- ⑤町有財産の計画的な処分と残施設の有効活用

2. 目標値への到達状況（6年度決算）

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	計画目標値 R 7(元年度比)
経常収支比率 (%)	99.9	95.7	89.9	90.5	88.4	88.2	94.0 5ポイントの減
実質公債費比率 (%)	16.1	16.7	16.0	14.4	12.7	11.5	15.0以下 県内ワースト5 からの脱却
将来負担比率 (%)	241.3	222.8	183.3	156.7	140.7	117.5	140.0以下 100ポイントの減
基金残高 (百万円)	361	385	755	1045	1219	1672	500以上 毎年度50以上 積立

3. 今後の主な事業

- 令和8年度 小中学校体育館空調整備工事
- 令和9年度から令和11年度 中学校長寿命化工事
- 令和10年度から令和12年度 新庁舎建設工事

(4) 監査の結果

監査の結果、概ね適正と認められたが、下記の事項について今後改善に向けての検討を加え、より適正な事務執行に努められたい。

- ①平群町に関わらず地方自治体は、少子高齢化と公共施設の老朽化・更新という問題に直面しており、国も含めた行政運営は更に厳しい状況に向かう。その上で、財政の健全化・自立した行政組織の確立は不可欠であり、奈良県の重症警報の解除に向けた、財政健全化の推進は不可避である。
- ②今後も続していく大きな事業を踏まえて、今後の財政運営の計画を立てていく必要がある。補助金の活用等を工夫し、財源の確保と、公債費の残高のバランスを一定保ちながら、慎重に検討していく事が必要である。
- ③閉鎖している施設やマイナスになっている事業の集約や継続の判断をしながら、国の制度の活用や、閉鎖施設の有効活用を検討し、公共施設の更新を行っていく必要がある。また新規の事業については、国・県等の補助事業や有利な地方財政措置等を活用し、一般財源の歳出を削減する工夫を行うことを求める。
- ④住民が要望している施設や事業について、全てに対応するのではなく、取捨選択を行って施策を進めていく必要がある。そのことと併せて、住民のサービスや要望への対応に対しては、安心感のある発信を行っていく必要がある。
- ⑤令和3年度から令和6年度までに様々な取組みにより、「緊急財政健全化計画」の結果は目標に達しようとしている。令和8年度以降、新たなる計画のもと、さらなる財政健全化に向けての取組みを実施されるよう求める。